

するときは、当該満たない金額に相当する中間申告納付額又は当該中間申告納付額の全額を還付するものとする。

附 則 (平成二〇年四月三〇日政令第一)
五七号 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行するが、ただし、目次の改正規定、第二条の改正規定、第四条の五の改正規定及び第五章に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第五条及び第六条の規定は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十一月一日）から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日政令第一〇〇号）抄
(施行期日)

施行する。
附 則
(平成三十一年三月三一日政令第一)

日記
二六号抄

(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定（第五十八条の下に「一、第五十九条」を加える部分を除く。）、同令第五十七条の二の改正規定及び同令第五章を同令第六章とし、同令第四章の次に一章を加える改正規定並びに第九条の規定 令和元年十月一日

二 略
第一条中地方税法施行令第六条の九の二第

二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号イ、第三十四条第二項、第三十五条の四の六第二項第二号並びに第五十七条の二の六第二項第二号の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定並びに第九条中地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)、附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前的地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令第五条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第八条(外国居住者等

の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
(施行期日)

附 則（令和四年三月三一日政令第一二三号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該旅券の第一号に定める日から施行する。

一 第三条及び第四条の規定 公布の日

二 第一条中地方税法施行令第八条の二の二の見出し、第八条の二の三の見出し、第四十九条の九の七の二の見出し及び第四十八条の十九の七の三の見出しの改正規定並びに附則第五条（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第二百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第二百五十四号）第九条第七号）の項の改正規定に限る。）の規定 令和五年一月一日

三 第一条中地方税法施行令第五十七条の二及び第五十七条の五第一項の改正規定、同令第五十七条の五の二を削る改正規定、同令第五章中同令第五章中同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十五条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十六条の規定 令和五年四月一日

附 則（令和五年三月三一日政令第一二二号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該旅券の第一号に定める日から施行する。

一 略

二 目次の改正規定、第六条の七を削り、第六条の八を第六条の七とし、第六条の九を第六条の八とし、同条の次に一条を加える改正規定、第六条の二十一の二の改正規定、第九条の十一の次に一条を加える改正規定、第九条の十二の改正規定、第九条の十六の次に一条を加える改正規定、第九条の十七及び第九条の二十二の二の改正規定、同条を第九条の二

の三とし、第九条の二十の次に一条を加える改正規定、第三十三条の四及び第三十三条の五の改正規定、第三十九条の十三の次に一条を加える改正規定、第三十九条の十四及び第四十条の二の改正規定、同条を第四十条の二の五とし、第四十四条の五の改正規定、第二章第十五节中第四十五条の二の五を第四十五条の二の六とする改正規定、第四十三条の十八の改正規定、第四十四条の四の次に一条を加える改正規定、第四十五条の二の三の次に一条を加える改正規定、第四十八条の十八の次に一条を加える改正規定、第四十八条の十九の改正規定、第五十二条の二十一の次に一条を加える改正規定、第五十四条の二の三の次に一条を加える改正規定、第五十二条の二十二の改正規定、第五十四条の四十の四とし、第五十四条の四十八の二の次に一条を加える改正規定、第五十五条の五十九の二の次に一条を加える改正規定、第五十六条の六十の改正規定、第五十六条の十一の次に一条を加える改正規定、第五十六条の十二及び第五十六条の七十六から第五十六条の八十までの改正規定、第五十六条の八十九の十一の次に一条を加える改正規定、第五十六条の九十の改正規定、第五十六条の九十二の二の次に一条を加える改正規定、並びに第五十六条の九十三及び第五十七条の五第一項の改正規定並びに附則第十八条第一項の改正規定及び附則第十八条の六の改正規定（同条第十五項第四号及び第八号並びに第十三十一項第五号及び第十一号に係る部分を除く。）並びに附則第八条の規定 令和六年一月一日